

<記載上の注意事項>

福祉及び子育て支援医療費請求書は、医療費の請求を社会保険診療報酬支払基金に提出する医療保険の受給者のうち、福祉医療（43 重度心身障害児（者）医療、44 ひとり親家庭医療、45 子育て支援医療）の受給資格を有する方の福祉医療費を請求するための請求書です。

45 子育て支援医療の受給資格を有する方で、京都市学童う歯対策事業（以下、「学歯」という。）に係る医療費の請求がある場合は、学歯が優先されるため、本請求書による請求は行えません。請求点数の中に学歯に係る請求が含まれている場合は、これを控除して請求してください。

【記載方法及び留意事項】

1. 「受給者氏名・生年月日」欄
 - 『受給者氏名』 受給者の氏名を記載してください。
 - 『生年月日』は「本・家」欄「7」「8」の高齢受給者の場合のみ記載してください。

2. 「保険種別」欄
 - 該当の保険種別番号をマルで囲んでください。

3. 「本・家」欄
 - 0 から 9 までの該当の数字を記載してください。（下表参考）

1：本人入院（1本入）、2：本人外来（2本外）、3：未就学者入院（3六入）、4：未就学者外来（4六外）、5：家族入院（5家入）、6：家族外来（6家外）、7：高齢受給者入院（7高入一）、8：高齢受給者外来（8高外一）、9：高齢受給者7割給付入院（9高入7）、0：高齢受給者7割給付外来（0高外7）

4. 「公費負担者番号」欄
 - 43、44、45 から始まる福祉医療の公費負担者番号を記載してください。

5. 「受給者番号」欄
 - 該当の福祉医療の受給者番号を記載してください。

6. 「診療年月」欄
 - 診療された年月を記載してください。
 - ※ 月遅れ分、返戻分も同じ請求書に記載してください。請求書を分けていただく必要はありません。

7. 「請求点数」欄、「公費分患者負担額」欄

① 福祉医療のみの場合

- 「請求点数」欄に福祉医療の請求点数を記載してください。

② 公費負担医療に係る患者負担額を福祉医療に請求する場合

- 「請求点数」欄に公費負担医療の請求点数を記載してください。
- 「公費分患者負担額」欄に当該公費負担医療に係る患者負担額（＝福祉医療への請求額）を記載してください。
- 公費負担医療制度の法別番号（以下、「公費番号」という。）を「公長 表示の確認」欄に記載してください。

※ 公費分患者負担額や公費番号の記載がない場合は、照会のための返戻となります。

※ 公費負担医療で医療費の全額が負担され福祉医療に請求する金額がない場合であっても、電算システムを活用して請求書を作成している都合上、やむを得ず請求点数等を記載する場合は、「公費分患者負担額」欄に数字のゼロを記入してください。

③ 公費負担医療と福祉医療との併用の場合

公費負担医療に係る請求と福祉医療に係る請求を併せて行う場合は、次のとおり行を分けて記載してください。

ア 1行目の記載事項（複数の公費負担医療に該当する場合は、公費負担医療ごとに行を替えて記載してください）

- 「請求点数」欄に公費負担医療費に係る請求点数を記載してください。
- 「公費分患者負担額」欄に当該公費負担医療に係る患者負担額（＝福祉医療への請求額）を記載してください。
- 公費番号を「公長 表示の確認」欄に記載してください。

※ 公費分患者負担額や公費番号の記載がない場合は、照会のための返戻となります。

イ 2行目以降（福祉医療のみ）の記載事項

- 「請求点数」欄に、当該福祉医療に係る請求点数から上記の公費負担医療に係る請求点数を控除した額を記載してください。

※ 当該福祉医療に係る請求点数から公費負担医療に係る請求点数を控除した額を「請求点数」欄に記載した行には、公費分患者負担額や公費番号を記載しないでください。

一部負担金の軽減特例措置（指定公費）の場合

（平成31年4月診療分以降は対象がありません。）

① 福祉医療のみの場合

- 「請求点数」欄に福祉医療の請求点数を記載してください。
- 「公費分患者負担額」欄に請求点数の1割を記載してください。
- 1割の金額は1円単位まで記載してください。
- 請求点数の1割が自己負担限度額を超える場合は、自己負担限度額を記載してください。

[次ページ]

② 公費負担医療に係る患者負担額を福祉医療に請求する場合

- 「請求点数」欄に公費負担医療の請求点数を記載してください。
- 「公費分患者負担額」欄に当該公費負担医療に係る患者負担額（請求点数の1割を上限。（＝福祉医療への請求額））を記載してください。
- 公費負担医療制度の法別番号（以下、「公費番号」という。）を「公長 表示の確認」欄に記載してください。

※ 公費分患者負担額や公費番号の記載がない場合は、照会のための返戻となります。

※ 公費負担医療で医療費の全額が負担され福祉医療に請求する金額がない場合であっても、電算システムを活用して請求書を作成している都合上、やむを得ず請求点数等を記載する場合は、「公費分患者負担額」欄に数字のゼロを記入してください。

③ 公費負担医療と福祉医療とを併せて請求する場合

公費負担医療に係る請求と福祉医療に係る請求を併せて行う場合は、次のとおり行を分けて記載してください。

ア 1行目の記載事項（複数の公費負担医療に該当する場合は、公費負担医療ごとに行を替えて記載してください。

- 「請求点数」欄に公費負担医療費に係る請求点数を記載してください。
- 「公費分患者負担額」欄に当該公費負担医療に係る患者負担額（請求点数の1割を上限。（＝福祉医療への請求額））を記載してください。
- 公費番号を「公長 表示の確認」欄に記載してください。

※ 公費分患者負担額や公費番号の記載がない場合は、照会のための返戻となります。

イ 2行目以降（福祉医療のみ）の記載事項

- 「請求点数」欄に、当該福祉医療に係る請求点数から上記の公費負担医療に係る請求点数を控除した点数を記載してください。
- 「公費分患者負担額」欄に請求点数の1割（上限額まで）から公費負担医療に係る患者負担額を控除した金額を記載してください。
- 1割の金額は1円の単位まで記載してください。
- 請求点数の1割が自己負担限度額を超える場合は、自己負担限度額を記載してください。

※ 当該福祉医療に係る請求点数から公費負担医療に係る請求点数を控除した額を「請求点数」欄に記載した行には、公費分患者負担額や公費番号を記載しないでください。

8. 「自己負担」欄

- 当該福祉医療に係る自己負担額を記載してください。
- 自己負担額が自己負担額の上限額に満たない場合は、1円単位まで記載してください。

9. 「**公** **長** 表示の確認」欄

- 社会保険診療報酬支払基金への医療保険の請求において、診療報酬明細書に「01 公」の記載された場合の高額療養費に該当するものは「**公**」と、特定疾病療養受療に該当するものは、「**長**」または「**長2**」と記載してください。

10. 「請求合計」欄

- 請求点数の合計を記載してください。
 - ※ 請求書が複数枚となる場合は、最後の頁の「請求合計」欄にすべての請求点数の合計を記載してください。(各請求書の「請求合計」欄に請求点数の一葉ごとの小計を記載する必要はありません。)